

第2次安曇野市行財政改革大綱

・

実 施 計 画

(改訂版)

平成22年4月

(平成23年5月改訂)

安 曇 野 市

目 次

1	行政改革の必要性とこれまでの経過	1
2	更なる発展を目指した、改革の基本理念	2
3	改革推進の基本的な考え方〈基本方針〉	2
4	重点項目の設定	4
5	大綱の取組み期間	4
6	実施計画の策定	4
7	行政改革の体系	5
8	改革の推進体制	6
9	本市の行政改革の取組み経過	6
10	改革の具体的方策〈実施計画〉	7
		～21
	(ア) 市民との協働体制推進	7
	(イ) 本庁機能と総合支所機能の見直しと組織体制の確立	9
	(ウ) 業務の効率化	11
	(エ) 公的施設の効果的利用	14
	(オ) 健全な財政基盤の確立	15

1. 行政改革の必要性和これまでの経過

地方分権が進展するなか、平成の大合併により安曇野市が誕生して4年半が経過しました。この間、合併による効果を最大限に活かして、地方分権社会に対応した足腰の強い自治体として自立するため、市行政改革推進委員会の答申を基に策定した「安曇野市行財政改革大綱(第1次)」に基づき積極的に行政改革を進めてきました。

第1次大綱で定めた推進期間(平成18年度から平成21年度)においては、職員の定員適正化をはじめ、指定管理者制度の導入や補助金の適正な見直し等々多くの行政経営改革プランの着実な実行により一定の成果をあげてきました。

しかしながら、長引く景気低迷に加え、米国のサブプライム問題に端を発した世界的な景気後退等の影響などにより、市税を中心とする歳入が減少するなど、市の財政状況は一段と厳しい状態となっています。更に、かつてない少子・超高齢社会の到来や、市民ニーズの多様化の進行など、市を取り巻く環境は大きく変化してきています。そうした社会情勢など内外の変化を正確に読み取り、新たな行政ニーズに迅速かつ的確に対応していくことは、行政の基本的かつ重要な役割です。

特に、市役所本庁機能の集約化については、本庁舎建設を前提として、一步踏み込んだ総合支所機能の今後のあり方の検討など、市民にとっての利便性向上等のため、市役所全体の業務体制の改編が求められています。限られた財源や人材などの行政資源のなかで、今後も増大する市民ニーズに応えていくためには、いままでのように行政サービスを行政が独占的に実施していくことは困難な状況であり、より効果的・効率的に行政資源を配分・活用することが重要です。

こうした状況下において、時代の大きな変化やそのスピードに柔軟に対応できる行財政システムへの変革が強く求められてきています。そのためには、将来を見据えた行財政改革への不断の取組みを加速させることが必要となります。また、合併以降、市がいかに行行政組織を合理化・効率化し経費削減を図っているのか市民の関心も高く、その効果や取組みについて公表し評価を得る必要もあります。

このため、本市では、新たな行財政改革大綱を持ち「市民の視点に立った」更なる意識改革のもと、全庁一丸となって行財政改革を断行するものとします。

そこで、前大綱の考え方を継承しながら、市民との協働による地方分権時代に対応しうる自主・自立のまちづくりを今まで以上積極的に推進し、安定した行財政基盤の早期確立を図ることを目的とした安曇野市の行財政改革の基本的な指針となる「第2次安曇野市行財政改革大綱」を策定します。

2. 更なる発展を目指した、改革の基本理念

「行財政改革」は、行政水準の維持向上を目指すものであって、単なる減量や抑制だけがその目的ではなく、より簡素で効率的な行財政システムの確立を図っていくものです。

そして、財政の健全化はもとより、市民が市政の主人公であることを基本に、市民サービスの維持向上を図り、更なる改革を推進するために、現状に対する市民と行政の認識の共有を進め、市民の視点に立った更なる意識改革と信頼関係に基づいた市民との対話と役割分担の下、共通目標の達成に向けた行政経営を目指すため、次の事項を本大綱の基本理念とします。

市民の視点に立ち、行政経営の向上を目指す

行政経営とは、今までの行政運営を「管理」から「経営」へ大胆に見直し、限られた行政資源を最大限に有効活用し、行政運営の最適化を図ることにより、市民本位かつ成果を重視した経営型の行政運営手法です。

なお、従来の行政改革は、簡素で効率的かつ効果的な行財政運営の基盤確立のための行政コストの削減を主たる目的としてきました。これに対して、本大綱が位置付けている行政経営による改革は、今後ますます縮小が見込まれる行政資源を使って、どのように質の高い行政サービスを維持し、市民の満足度を高めていくかを重視した行政活動を展開していくことをいいます。

3. 改革推進の基本的な考え方〈基本方針〉

本大綱に基づく行政改革は、第2の基本理念の下、次の3点を大きな施策(基本方針)として計画的に推進するものとします。

1. 市民とともに進める行政経営の実現

分権型社会の進展に伴い、地方自治体はいままで以上に自主・自立のもとに個性豊かなまちづくりと質の高いサービスが求められています。

複雑多様化する市民ニーズや地域課題に的確に対応し、市民の視点に立った魅力ある

まちづくりを進めていくには、行政の役割はもちろんのことながら、市民の担う役割も大きく、行政と市民の適切な役割分担に基づくパートナーシップの確立を図り、連携・協力しながら地域の様々な課題に取り組む、市民との協働によるまちづくりを進めます。

また、協働活動の要である地域の自治組織（「区」という。）とも連帯感を深めながら協働のまちづくりを推進していきます。

そのため、行政情報を積極的に公開し、市民との共有化を図るとともに、わかりやすく透明性の高い行政経営の実現を目指していきます。

2. 簡素で効率的な行政経営の実現

行財政運営の基本は、最少の経費で最大の効果を挙げ、市民福祉の増進を実現していくことです。このためには、常に日ごろの業務を改善し、事務事業の選択と集中に取り組むことが必要です。そこで、制度や組織の運営について、簡素化・効率化の視点による見直しを進め、スリムで柔軟性のある執行体制の実現を図ります。

また、計画的で健全な財政運営・行政経営を行うとともに、民間活力を活用していくことや外郭団体等についても、社会経済情勢の変化などによる見直しを引続き行なっていきます。

3. 市民満足度の高い行政サービスの実現

市民生活を支える公的なサービスに対する市民ニーズは、ますます多方面、多岐に渡ってきています。市民ニーズを的確に把握しながら、市民本位という観点を基本とし、知恵と工夫により、便利さ、分かり易さ、親切さなどを市民が実感できる行政サービスの提供に努めます。

その行政サービスの提供が、いかに市民の福祉増進に繋がるのか、また、市民満足度の向上にいかに寄与していくのかが重要となります。そのため、これまでの常識や慣例にとらわれることのない、民間企業の経営品質の概念・手法等を積極的に取り入れながら、市民の視点に立ち、更に行政サービスの質を高め、市民から信頼される行政活動を展開していきます。

4. 重点項目の設定

本市の行財政改革を推進するに当たっては、先に掲げた「基本理念」「基本方針」を踏まえるとともに、平成 17 年 3 月の総務省が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」における取組み事項への継続した対応も意識しながら、安曇野市総合計画に掲げた項目「行政改革の推進」を本大綱を進める切り口と捉えて次の 5 つの重点となる項目を示します。

- (ア) 市民との協働体制推進
- (イ) 本庁機能と総合支所機能の見直しと組織体制の確立
- (ウ) 業務の効率化
- (エ) 公的施設の効果的利用
- (オ) 健全な財政基盤の確立

5. 大綱の取組み期間

この大綱に基づく改革の取組み期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。

本大綱は、平成 29 年度を目標年度としている第 1 次安曇野市総合計画の着実な推進を図るための行政改革の指針であり、迅速な取組みを進める必要があります。その総合計画と取組み期間も整合させるべきですが、当市の喫緊の課題である「本庁舎建設」を意識したなかで、建設しゅん工予定直前の平成 26 年度を目標年度としました。

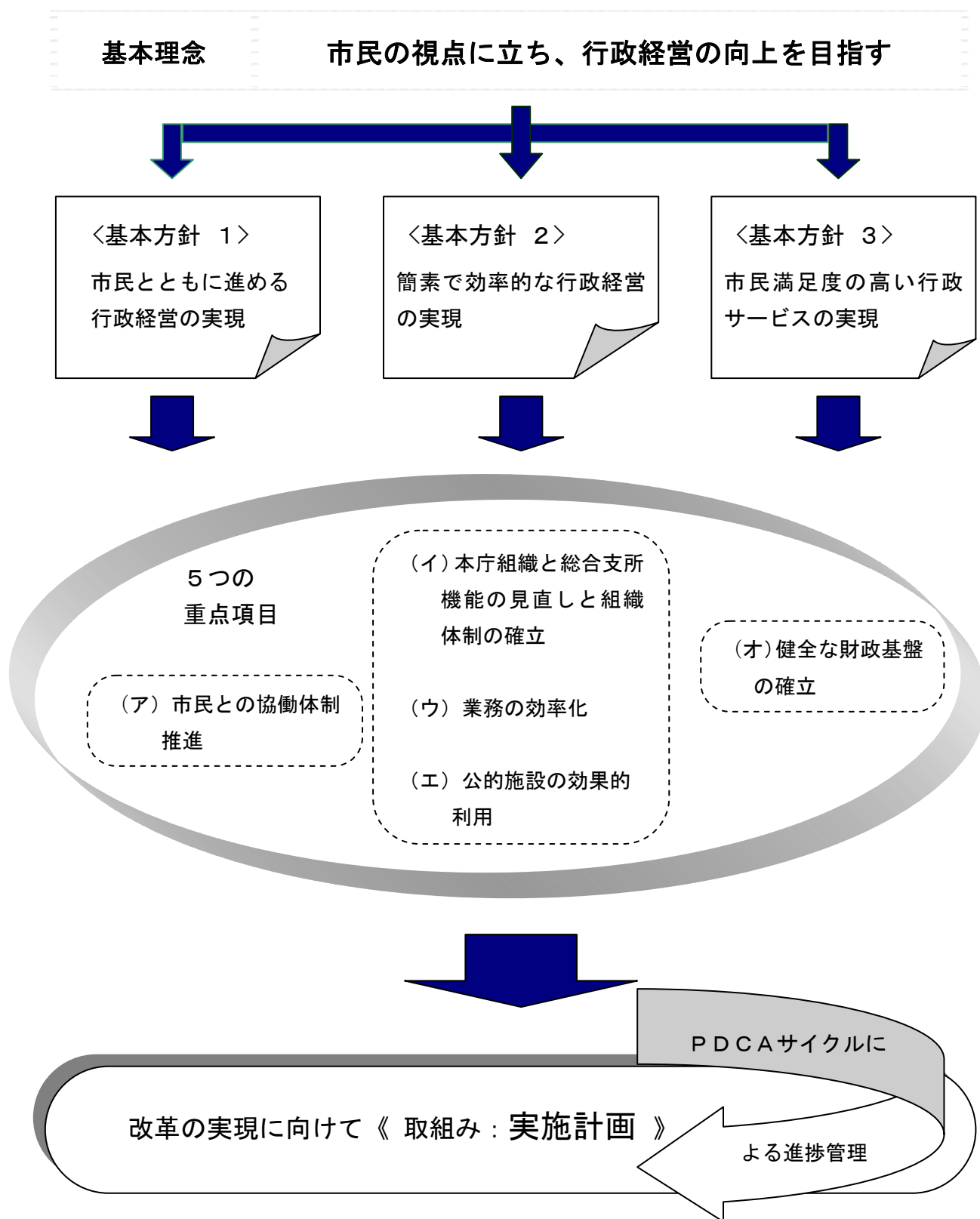
なお、大綱及び後段の実施計画は、社会情勢と市民ニーズの変化への対応や、P D C A サイクル〔計画 (Plan) →実施 (Do) →検証 (Check) →改善 (Action)〕に基づく行政組織運営全般の点検評価により継続的に改善充実を図ることとします。

また、平成 17 年 3 月の総務省が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」においては、集中改革プラン（具体的な取組み計画）の期間を概ね 5 年間と定めていました。

6. 実施計画の策定

大綱に掲げる基本理念の実現を図るため、施策体系の個別項目ごとに、あるべき姿(目標)と、取組み内容と取組み年度等を定めたアクションプランを策定します。この計画の実施により、市民満足度の一層の向上を目指していくものです。

7. 行政改革の体系



8. 改革の推進体制

本大綱の推進については、庁内で組織する行政改革推進本部を中心に、全職員一丸となって取り組むものとし、行政改革の進捗状況については、行政改革推進委員会に適宜報告し助言を得るとともに、ホームページ等の広報媒体を通じて広く市民に公表し、意見や提案の反映に努めるものとしします。

(1) 行政改革推進本部（庁内推進体制）

全庁的に改革を推進していくための中心組織である「行政改革推進本部」が、実施計画に基づく年度計画の策定及び定期的に進捗状況を把握し、改革目標達成に向けた進行管理を行います。

(2) 行政改革推進委員会（第三者によるチェック機能）

有識者や民間諸団体の代表者等で構成する「行政改革推進委員会」は、行政改革の進捗状況を市民、民間の立場から調査審議し、改革実現に向けての意見、提言を行います。

9. 本市の行政改革の取組み経過

大綱の名称	安曇野市行財政改革大綱〈第1次〉 ○策定：平成18年11月 ○推進期間：平成18年度から平成21年度	
基本理念	○社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行政システムを確立します。 ○行政自らが行財政運営全般にわたって検証を行い、最少の経費で最大の効果を上げることのできる行政運営システムを確立します。	
基本方針	1. 市民と協働し、市民に信頼される市政の実現 2. 市民志向の質の高いサービスを提供する市政の実現 3. スリムで時代の変化に柔軟な行財政の実現	
重点項目	1. 市民との協働による市政の推進 2. 健全な財政基盤の確立 3. 職員管理・給与の適正化 4. 業務の効率化 5. スリムで柔軟な組織・人事体制の構築 6. 公共施設の効果的利用	
主な取組み	<input type="checkbox"/> 職員の定員適正化 <input type="checkbox"/> 人材育成基本方針の策定 <input type="checkbox"/> 時間外手当の削減 <input type="checkbox"/> 補助金交付の適正化見直し <input type="checkbox"/> 広告事業導入 <input type="checkbox"/> 「市民と行政の協働指針」策定 <input type="checkbox"/> コンビニエンス収納導入 <input type="checkbox"/> 「アウトソーシング計画」策定 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度の導入 <input type="checkbox"/> 三セク改革推進 ・・・・など	

10. 改革の具体的方策〈実施計画〉

(ア) 市民との協働体制推進

安曇野市が「市民と行政の協働指針」（平成20年6月）で示したとおり、これからのまちづくりには、市民と行政が役割分担や協力関係を見直し、共に考え、共に協力しながら取組み、成果と責任を共有し合うことが重要です。

行政経営に対する市民のニーズや、行政サービスに対する評価の情報が積極的に寄せられることは、市民サービス向上のための行政改革を推進するうえで欠くことができません。そのようなことから、市民・行政双方の意識改革、相互信頼の醸成、地域課題の共有化など、これらを進めるための環境整備を推進していきます。

φ 実施計画 1

取組項目	期待される効果・数値目標等				所 管
市民参加システムの構築 ・市民参加指針の策定	市民とともに「協働」の認識の共有を図り、市民主役の意識付けを促進する。多くの交流機会を創出し市民の学習環境を整備する。				まちづくり推進課
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
協働のまちづくりの体制づくりの関係部課との検討	地域の諸団体との体制づくりについての条件整備の検討	仮称「まちづくり推進会議」の組織化	まちづくり条例（市民基本条例）の検討	まちづくり条例（市民基本条例）の策定	

φ 実施計画 2

取組項目	期待される効果・数値目標等				所 管
非営利公益市民活動の促進（NPO等） ・市民活動センターの設置	市民活動センターの設置により、市民間、NPOと市民、ボランティアとNPO等の多様な交流が見込まれ、協働のまちづくりの推進が図れる。 市民活動センターの設置				まちづくり推進課
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
穂高市民活動センター施設の管理のあり方について検討並びに交流活動の促進	穂高市民活動センター施設について、指定管理者制度導入の検討並びに交流活動の促進	⇒	市内南部地域に市民交流活動のためのスペースを確保、交流活動の促進	⇒	

φ 実施計画 3

取組項目	期待される効果・数値目標等				所 管
市ホームページの充実	市民に有益な情報や、市からの広報事項を定常的、即時的に掲載でき、また受け手側の都合により 24 時間常に確認できるホームページは、情報提供（公開）する手段として大変重要である。ホームページ掲載が所管課により確実に、またタイムリーに実施できるよう環境整備に努めると共に、掲載内容をチェックし、市民にわかり易い情報提供に務め、協働推進のひとつの基盤とする。				秘書広報課
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・CMS※システムの入れ替え ・新型 CMS 操作研修会の実施 ・トップページ変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価アンケート ・新任職員への研修（職員による） 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者による CMS 操作研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・新任職員への研修（職員による） 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者による CMS 操作研修会 	

※CMSとは「コンテンツ（内容・中身）・マネージメント（管理する）・システム」の略で、ホームページの管理・編集などができるシステムのことです。

φ 実施計画 4

取組項目	期待される効果・数値目標等				所 管
附属機関等のあり方の見直し	諸計画の策定等における附属機関等の役割を検証し、市政への市民参加手法の検討と併せ、その適正なあり方について調査研究する。そのうえで、存置の必要性が低下している機関等については積極的に整理統合を進め、事務の効率化、経費の削減を図る。				行政改革推進室
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
調査研究及び機関等の設置及び運営に係る指針の見直し	個々の附属機関等の見直し（統廃合等）	⇒	⇒	⇒	

(イ) 本庁機能と総合支所機能の見直しと組織体制の確立

安曇野市は、平成17年10月の新市発足以降、市役所の本庁機能を1ヶ所に収容できる建物がなかったため、その機能を8ヶ所の庁舎に分庁し対応してきました。そこで市民の不便を極力軽減するために、旧町村役場の庁舎を総合支所と位置づけ、地域の問題や相談業務をはじめ、さまざまな窓口業務を取り扱ってきています。

ところが、本庁の行政機構の分散により、市民にとって市の組織は複雑でわかりにくく、用件によっては複数の庁舎に足を運ばなければならない場合もあり、利用者には大きな負担となっているのが現状です。また、多くの庁舎が老朽化の進行が顕著であり、耐震基準も満たしていない建物も多いことから防災拠点としての機能不足に不安が伴っています。なお、各施設等の維持管理経費の無駄の発生、市民の一体感醸成の阻害など、様々な課題も発生してきています。

いままで、市では、分庁方式に伴うそのような課題をできる限り克服しながら、迅速な意思決定が可能となることを第一に組織の見直し等を実施してきました。しかし、行政運営における政策形成、更に危機管理や不測の事態に対し、最高責任者である理事者の判断や指示が迅速かつ的確に市政運営に反映できる明確な体制を構築していくことは、市の責務です。

また、これからの経済・社会情勢の見通しや激変する内外の課題に対応し、市民生活に必要な行政サービスを提供し続けていくためには、今まで以上の市役所機能の向上が重要です。

そのためには、本庁機能を充実・強化し、限りある財源や人的資源の効率的な配分・活用を図る必要があります。要するに、合併効果を高めるとともに現状を打破し真なる行政改革を進めていくためには、分庁方式の解消が不可欠だと判断されます。

よって、市民にとってわかりやすく、業務効率の改善による行政サービスの向上が可能な庁舎・組織体制の実現についてと、今後の総合支所機能のあり方について、現状と経過を踏まえながら早急に調査研究していく必要があります。

このようなことから、行財政効率化の進展を図り、行財政改革を積極的に推進していくという観点からと、新たな行政課題や市民の多様なニーズに弾力的かつ的確に対応するため、本庁と総合支所の役割分担の総点検を行い、簡素で合理的な組織機構への不断の見直しによる事務事業の執行体制の確立を目指します。

なお、理想とする本庁機能の一本化により、解決できる行政課題もさることながら、現在以上の事務執行の効率性、職員の意識改革や職務知識力の向上などが必要であり、その対策を講じることが、市民サービスの向上や行政経費の削減に繋がる大きな要素であることはいまでもありません。

φ 実施計画 5

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
本庁・総合支所の総合的な見直し	市民ニーズに柔軟的に対応し、かつ機動的・効率的な組織の構築を目標とする。合併効果を高め、行政改革を推進する観点から本庁と総合支所の役割分担の総点検を行い、簡素で合理的な組織機構の確立を図る。なお、本庁舎建設計画の進捗に併せて、理想である組織機構の完成まで、段階的な調整を図ることとする。			行政改革推進室 総務課 本庁舎建設準備室
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
・組織機能の総点検 (支所機能の検証) ・組織機構の将来構 想の検討 ・本庁舎建設基本計 画の策定	⇒	段階的な組織改編 の実施	最終調整・ 組織体制の確立	⇒

φ 実施計画 6

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
消防団組織機能の見直し	<p>◎消防団出場範囲の見直し</p> <p>消防団活動に活用できる移動系防災無線のデジタル化に向けた整備を21年度から3年間で行う。同時に、24年4月から新たな出場範囲で活動できるよう消防団の出動範囲を見直す。</p> <p>◎各方面隊運営事務の平準化</p> <p>消防団と危機管理室や地域支援課で行う事務を検証しながら、消防団の主体性を目指す。災害時等の支所等の役割を明確にし、消防団が活動しやすい体制を構築する。</p> <p>◎消防団運営補助金の見直し</p> <p>他の市の状況等把握しながら、団員報酬、災害時等出席謝礼の額等も含め検討し、見直し案を作成する。</p>			危機管理室
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
消防委員、消防団、消防関係機関と検討を行い、調整が出来たところから体制を構築する	⇒	新たな出場範囲で活動を行う	⇒	⇒

(ウ) 業務の効率化

行政に対する市民ニーズが多様・高度化し、これらに伴う行政需要も増大しています。

一方では、行政サービスの高度化や市民の利便性の向上が求められており、制約ある市財政の中で行政事務の合理化や効率化を推進するとともに、行政サービスの向上に繋げていくことが求められています。

今後も、厳しい財政状況の下で、市民ニーズや新たな行政課題に対応するために、地方自治経営の基本原則に立ち返り、行政改革を推進し、より効率的な行政事務を推進していく必要があります。

(1) コストを意識した事務事業の総合的な見直し

現在行なわれている事務事業全般について、コストを意識した総合的な見直しを実施することにより、分権型社会に対応した本来の市行政の役割に基づいた再編を進めるとともに、経費縮減と合理化を推進します。

φ 実施計画 7

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
行政評価の活用	行政資源（人・もの・カネ・情報）の選択的・集中的な配分を実現するため、平成 19 年度から構築を進めてきた行政評価について、評価結果を実施計画及び予算に確実に反映し、総合計画に掲げた施策の具現化と新たな行政経営システムの確立を目指す。			企画政策課
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事務事業評価・施策評価の実施 評価結果の実施計画・予算への反映	⇒	⇒	⇒	⇒

φ 実施計画 8

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
アウトソーシングの推進	<p>定員適正化計画・人材育成基本方針と連係したアウトソーシング（指定管理者制度をはじめとした様々な市業務の外部化）を推進することで市民サービスの維持・向上と経費の削減を実現する。</p> <p>また、社会経済情勢の変化等に応じて既定の「アウトソーシング計画」の見直しを実施するとともに、その効果等の検証を行う。</p> <p>具体的なアウトソーシングの取組みは、「アウトソーシング計画」に計上する。</p>			行政改革推進室
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
アウトソーシング計画の見直し及び効果等の検証	⇒	⇒	⇒	⇒

φ 実施計画 9

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
第三セクターの整理、統合及び経営改善の指導強化	<p>第三セクター個々の意義（事業の必要性・効果）及び市との関わり方を整理し、類似する第三セクターの統廃合について指導及び支援に努める。</p> <p>また、設立目的に照らした活動実態や運営状況等を点検し、自主財源の確保等の経営改善についても指導及び支援に努める。</p>			行政改革推進室
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
調査研究	検討・指導	⇒	⇒	⇒

φ 実施計画 10

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
下水道整備計画の見直し	費用対効果の検証を行い、効果の低いと思われる箇所については、合併浄化槽による汚水処理に切り替える。また、既存の下水道施設を活用した下水道整備を行うことで 50km 程度の管路工事が不要となり事業費の削減が図れる。			下水道課
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
見直し案の策定	全体整備計画の見直し及び変更事業認可の取得	△1,200,000 千円	△1,200,000 千円	△1,200,000 千円

φ 実施計画 11

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
申告会場の集約と休日相談会場の開設	申告の休日相談会場の開設と、申告会場を集約することにより会場毎の処理件数の平準化を図り、市民サービスの充実と人員の効率的な対応ができる。			市民税課
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
集約に向けたサービス向上の調査と休日相談会場の試行（1日）	申告会場の一部集約と休日相談会場の開設 申告相談延べ職員数 50 人減	申告会場を 2 会場に集約する。 申告相談延べ職員 50 人減	⇒	本庁建設に合わせ 1 会場に集約する。 申告相談延べ職員 50 人減

(エ) 公的施設の効果的利用

合併によって重複している公共施設について、利用目的や地域バランス、地域特性、市民のニーズなどを把握しながら、必要に応じて施設の統廃合を検討していきます。

また、余剰施設や遊休施設については、施設の転用、民間貸与、売却等により現状を上回る有効活用のための方策を検討していくとともに、老朽化が著しく安全性が確保できない施設については処分も含めて検討していきます。

なお、公共施設としての管理運営のあり方、行政としての関与の必要性なども検証しながら、民間活力を積極的に導入していきます。指定管理者制度については、いままでに蓄積したノウハウを活かして、適切なモニタリングや指導を行うことにより、民間事業者の能力を有効に活用し、利用者サービスの向上と管理経費の節減を図ります。

φ 実施計画 12

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
低・未利用財産の整理処分、有効活用	市所有の未利用地や不要となった土地の売却・貸付等を進めることで、財源の確保、維持管理に係る経費・業務の削減を図る。(平成 18 年度未利用地調査。19 年度利用希望調査。20 年度から不用土地の一般競争入札を実施したが売却までには至っていない。)			契約管財課
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
・土地売却価格の見直し ・売却の実施	⇒	⇒	⇒	⇒

φ 実施計画 13

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
<p>公共施設の見直し及び受益と負担の適正化</p>	<p>少子・高齢化の進展、人口減少などの環境の変化を踏まえ、公共施設の老朽化に伴う更新時の財政負担の平準化などを図るとともに簡素で効率的な公共施設経営を目指す。</p> <p>併せて、公共施設の維持管理に要する経費の税負担に着目し、施設を利用する人とならない人の負担のあり方を、公平性の確保という視点から検討を深め、使用料等の適正な見直しを図る。</p>			<p>行政改革推進室</p>
<p>平成 22 年度</p>	<p>平成 23 年度</p>	<p>平成 24 年度</p>	<p>平成 25 年度</p>	<p>平成 26 年度</p>
<p>調査研究</p>	<p>⇒</p>	<p>⇒</p>	<p>実施</p>	<p>⇒</p>

(オ) 健全な財政基盤の確立

行政の最大かつ最も基本的な責務は、市民の貴重な税金を無駄なく活用して福祉、教育、文化、産業、環境などをはじめとする様々な事業や市民サービスを通じていかに市民に還元していくか、同時にどのように市民の満足度を高めていくかです。

地方自治体が置かれている現在の状況は、一昨年秋以降の世界的な景気減退が進むなか、財政面では厳しい状態にあります。景気減退の底打ちの兆しが見られるものの、依然として厳しい状況であり、企業の経営状況からも市税等の大幅な減収が予想されています。更に、少子・超高齢社会の進展による社会保障関係経費の増加見通しなど、今後も地方公共団体の財政状況は厳しい状態が続くことが予想されます。

また、財政調整機能を果たす地方交付税については、国の経済・財政状況等から考えると今後増加していくことは期待できません。更に、地方交付税については現状のままであっても、合併に伴う地方交付税の額の算定の特例によって、本来の交付税額以上に交付されている現状を認識し、特例措置期限が到来する平成 27 年度までに財政規模の縮小に取り組まなければなりません。

安曇野市においては、このような財政状況のもとでも、真に必要なサービスを確実に実施するとともに、質の高い行政サービスを提供していくために、なお一層の行財政改革を推進し、特に経常経費の削減に取り組む必要があります。財政構造の弾力性を確保し、余力を残しながら地域の特徴を生かし、自立したまちづくりを推進できる財政構造を構築していきます。

(1) 経費の削減

厳しい財政状況と今後の社会経済情勢の変化に対応するため、財政構造まで踏み込んだ歳出抑制を行い、財政健全化をより一層積極的に推進することはいうまでもありません。

限られた財源の重点的配分と事務事業の徹底した見直しによる経費の節減・合理化などあらゆる行政経費を精査し、歳出の見直しに引続き努めていきます。

φ 実施計画 14

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
庁舎単位の環境保全計画の推進	<p>安曇野市地球温暖化防止実行計画及び改正「省エネ法」への取組みとして、ごみ減量・エネルギー消費量削減等を主たる取組みとする。</p> <p>具体的には、対前年度の削減目標を燃えるごみの量は1%減、光熱水費の使用量は0.1%減とする。</p> <p>この取組みにより、各庁舎の環境保全計画を推進し、職員の環境保全に対する意識・コスト削減に対する意識醸成を併せて図る。</p>			総務課 地域支援課
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 ・基本方策策定 ・庁舎単位の計画策定 ・実 行 (目標設定・成果の検証)	実 行 (目標設定・成果の検証)	⇒	⇒	⇒

φ 実施計画 15

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
扶助費の見直し	<p>21年度までに、市単独の扶助制度の見直しについて研究・検討を実施して、一定の方向を見出した。</p> <p>次のステップとして、市民福祉向上のため「全ての市民が安心して生活していけるよう自立を支援する」という福祉制度の構造改革に沿い、「自立」を目標として、総合的に施策展開を図り、扶助費の削減にも繋げる。</p>			財政課 関係課
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
見直し方針の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し方針の実行 ・削減目標 対 21 年度比 △400 万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し方針の実行 ・削減目標 対 21 年度比 △550 万円 	⇒	⇒

φ 実施計画 16

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
実質公債費比率の健全化の堅持	<p>平成 19 年度から地方公共団体の財政の健全化を示すものとして新たな指標が定められ、18%以上が許可基準となった。新市建設計画の実施に伴う市債発行により比率の増加が見込まれるが、平成 21 年度の比率以下を目指します。</p>			財政課
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
健全化の堅持 15.0%以下	⇒	⇒	⇒	⇒

φ 実施計画 17

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
将来負担比率の健全化の堅持	平成 19 年度から地方公共団体の財政の健全化を示すものとして新たな指標が定められた。地方公共団体と密接な関係にある外部団体まで含む「地方債残高」等が「標準財政規模」に対してどの程度になるか表す指標です。財政健全化基準は 350%とされているが、平成 21 年度の比率以下を目指します。			財政課
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
健全化の堅持 70%以下	⇒	⇒	⇒	⇒

φ 実施計画 18

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
収税等収納率の向上	税負担の公平性と自主財源を確保する観点から、年間計画及び収納対策計画をたて、計画的に毅然とした態度で滞納整理を進め収納率の向上を図る。			収納課
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
〈目標収納率〉 現年：98.26% 滞繰：18.00%	現年：98.26% 滞繰：18.50%	現年：98.26% 滞繰：18.50%	前年度数値から見直しをする。	前年度数値から見直しをする。

φ 実施計画 19

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
入札及び契約方法の見直し	平成 20 年度に出された入札制度検討委員会の提言を基に、平成 21 年度から市内業者の経営体力や技術力の向上と、公平性・競争性を担保した入札制度を目指して改革に着手。継続的な取組みを行い、実施結果の検証など進行管理を行い、より良い入札制度の構築を進めていく。			契約管財課
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
・一般競争入札の拡大 ・総合評価落札方式の 試行実施 など	⇒	⇒	⇒	⇒

φ 実施計画 20

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
電子入札の導入	平成 21 年度まで県の電子入札共同利用準備会に参加し導入を検討した。22 年度に改定される県の電子入札システムを共同利用することにより、入札契約事務の合理化と入札の透明性・競争性の向上を図る。 (工事と測量設計業務委託の入札)			契約管財課
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
県の電子入札コアシステム共同利用に参加する(システムの構築)	電子入札導入	⇒	⇒	⇒

φ 実施計画 21

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
建築工事に係わる積算基準の統一	公共建築物の新築・改築及び修繕については、担当毎に積算を実施してきた。平成 21 年度に「建築工事の手引き」を作成。設計・監理委託料算出方法は 21 年 1 月に定められた国土交通省告示第 15 号に準じ市に基準を改定した。しかし、建築工事に係る積算については外部に委託しているため市の統一した基準がない状況が続いている。土木工事と同様に「営繕積算システム」を導入し、事務の合理化や省力化を進めると共に公正な競争による質の高い社会資本の整備を図る。			契約管財課
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
・積算基準統一化に必要な設計単価等の設定手法の確立 ・営繕システムの検討	・営繕積算システムの導入 ・試行開始	営繕積算システムの運用開始	⇒	⇒

φ 実施計画 22

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
公共施設の土地賃借契約基準の見直し	市有財産の貸付については統一を図ってきたが、土地の賃借契約は旧町村の契約を引き継いでいる場合が多い。また単価の算出方法も異なっている。そのため、見直しを行い、土地賃借契約基準の統一を図る。			契約管財課 関係課
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
・借地料の調査、研究 ・賃借基準の作成	契約の更新	⇒	⇒	⇒

(2) 職員管理・給与の適正化

新市建設計画の財政計画には、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間で、104 人の職員削減が謳われています。この目標値を基本として、定員適正化計画を策定し、計画に沿った定員管理を進めてきました。

厳しい財政状況下での行財政改革の推進にあたっては、市民生活に直接関わる市民サービスや受益者負担などの見直しは避けて通ることのできない事項であることから、今後も、市並びに職員に対する市民の評価は更に厳しくなるものと予想します。

特に職員数や職員給与については、数字に表れてきますので、市民の関心も高く、市民に対する説明責任という観点からも、長期的な展望にたつての新たな定員適正化計画を策定し、公表していく必要があります。

いよいよ本庁舎建設基本計画が見えてきますし、総合支所のあり方の検討も進めますので、それらの論議を見極めながら、新しい定員計画を策定していきます。

そのような市の現状を踏まえませんが、少数精鋭による重点的・戦略的な職員配置を心掛けることは変わらず、長期的視点に立った職員管理の適正化や人事評価制度の構築などを引き続き取り組んでいきます。

φ 実施計画 23

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
適正な定員管理 の実施	現行の平成22年までの定員適正化計画について、新庁舎建設後の組織体制を考慮した新たな計画を策定し、これに基づく適正な定員管理を行い、効率的な組織運営を目指す。 【職員数 平成17 年度：860 人→ 平成23年度当初：778 人】			人事課
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
新計画の策定	計画の推進	⇒	⇒	新市財政計画 職員数 756 人

φ 実施計画 24

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
一般非常勤職員 配置方針の確立	非常勤職員なしでの行政運営は不可能であるので、非常勤職員のあり方及び処遇を見直し、職務内容及び事務量に応じた非常勤職員等の配置方針を策定する。			人事課
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
配置方針の検討	新たな方針 の策定	適正配置	⇒	⇒

φ 実施計画 25

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
評価制度の給与への反映	人事評価の試行・実施により、職員の能力及び業績に応じて、適正な給与への反映を図る。			人事課
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
・段階的な実施 ・制度見直し	・人事評価結果を人事、研修へ反映するため評価データを蓄積 ・制度見直し	⇒	⇒	給与制度に反映

φ 実施計画 26

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
時差出勤制度の導入拡大	時差出勤制度を導入することにより、市民サービスの拡充及び時間外勤務削減を図る。			人事課
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
時差出勤制度の検討	時差出勤制度導入可能職場で、試行	全庁的に時差出勤制度導入	⇒	⇒

φ 実施計画 27

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
人材育成基本方針に基づく職員育成制度の確立	人事管理制度全般を見直し、人材育成基本方針に基づき採用から育成の一貫した人事システムを早期に確立する。 ・職員採用方法の見直し ・研修体系の確立			人事課
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
・人材育成基本方針の見直し ・採用方法の検討	個別制度の実施 ・職員研修 ・職員採用	⇒	⇒	⇒

φ 実施計画 28

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
庁内公募制度の導入	職員の能力を活かし、士気と意欲を向上させ、組織を活性化させるために、庁内公募制度及び降格制度の導入を図る。			人事課
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
制度の具体的な検討	・公募適正職種 ・選考方法等 人事評価に併せ、 職場実態を把握	庁内公募制度及 び降格制度の運 用開始	⇒	⇒

終わりに

行政改革は、行政事務に携わる職員自らが、意識改革を行なうことから始まっていますが、安曇野市では、前述の取組みを通じて、行政サービスの質の向上、コストの適正化を図りながら、市民の視点に立った施策・事業を展開するとともに「行政経営体」としても改革へ挑戦する職場と職員づくりに努めてまいります。

また、行政改革は、終わりのない取組みであるとともに永遠の課題です。刻々と変化する環境のなかで、自律的・継続的な行政経営を目指し、不断の決意をもって改革に取り組んでいきます。